

# 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

差押財産を公売するので、国税徴収法第 95 条及び第 99 条の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 8 月 2 5 日

武雄市長 小 松 政

公 売 方 法	入 札
公 売 参 加 申 込 期 間	令和 4 年 8 月 2 6 日 午 後 1 時 から 令和 4 年 9 月 7 日 午 後 1 1 時 まで
入 札 開 始 日 時	令和 4 年 9 月 1 2 日 午 後 1 時
入 札 締 切 日 時	令和 4 年 9 月 2 0 日 午 後 1 時
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
入 札 確 定 の 日 時	令和 4 年 9 月 2 2 日 午 後 5 時
売 却 決 定 の 日 時	令和 4 年 1 0 月 1 1 日 午 前 1 0 時
売 却 決 定 の 場 所	武雄市役所 総務部 収納課
買 受 代 金 納 付 の 期 限	令和 4 年 1 0 月 1 1 日 午 後 2 時 3 0 分
公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	別紙のとおり
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	「武雄市インターネット公売がイトライン」のとおり
公 売 財 産 の 表 示 及 び 注 意 事 項	別紙のとおり
そ の 他 の 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者、又は同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。</li> <li>2 公売財産の入札にかかる買受の申込みをしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込受付期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。</li> <li>3 公売保証金の納付方法は、銀行振込または武雄市収納課へ直接持参の 2 通りです。</li> <li>4 公売保証金の納付を要する公売財産についての公売参加は、その納付後でなければできません。</li> <li>5 一度行った入札にかかる買受の申込みは、変更又は取消しはできません。</li> <li>6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を最高価申込者として売却決定を行います。</li> <li>7 最高価申込者決定時において、ログイン ID を最高価申込者氏名とみなします。</li> <li>8 公売財産に係る市税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取消します。</li> <li>9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。財産の引渡しは買受代金納付時点の現況有姿により行います。</li> <li>10 武雄市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>11 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。</li> <li>12 公売財産が消費税法上の課税財産（消費税法別表第 1（第 6 条関係）に掲げる財産以外の財産）である場合、見積価額等には消費税相当額を含む取扱いとなります。</li> <li>13 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムの不具合等により公売を中止することがあります。</li> <li>14 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、武雄市は何ら補償しません。</li> <li>15 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除きます。</li> </ol>